

警視庁目黒警察署  
署長 吉田 宏彦 殿

東京弁護士会  
会長 山本 剛嗣

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴署に対し、下記の通り警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

申立人は、2000（平成12）年1月7日に貴署の警察官により逮捕された後、貴署の警察官に対し、自身がてんかん患者であること及び抗痙攣薬の服用をしたいことを申し出たにも拘わらず、貴署の警察官はその服薬をさせず、このため申立人は、同年1月21日、痙攣の発作を起こしました。

貴署の上記不作為は、申立人に生命身体の危険を惹起した人権侵害行為であり、よって貴署におかれては、今後二度とこのような人権侵害行為に出ることがないように、また今後は、被疑者から投薬の申し出があった場合には、迅速に事実を確認し必要な投薬その他の医療措置を行なう等適切に対応されるよう警告いたします。

第二 警告の理由

一 認定した事実

1 前提事実

申立人はしばしばてんかんの発作を起こし、1989（平成元）年5月以降、B病院脳神経外科に毎月通院をして投薬治療を受けていたてんかん患者であり、逮捕の前年である1999（平成11）年も、1月14日、4月22日、12月27日に同科の治療を受けていた。

2 申立人は、2000（平成12）年1月7日に貴署の捜査官によって逮捕された。

この逮捕当時、申立人は抗痙攣薬を所持していた。

このため申立人は同日、貴署取調担当官に対し、自身がてんかん患者であること、及び、薬を服用したい旨を伝えたが、取調担当官はその服用をさせなかった。

3 その後も申立人は薬の服用を許されなかったところ、同年1月21日、申立人は全身発作を起こし、意識不明の状態に陥った。

このため貴署担当者は申立人をその主治医であるB病院に搬送し、申立人は同病

院の治療によって意識を回復した。

## 二 事実認定に対する補足説明

申立人が抗痙攣薬を所持していたこと、貴署の取調担当官に対し自身がてんかん患者であること及び薬を服用したい旨を伝えた事実、並びに、同署取調べ担当官が申立人に対し薬の服用を許さなかった事実については申立人の供述しかありません。

しかし、第1に、B病院の医師からの事情聴取によれば申立人は1989（平成元）年以降同院に通院し服薬を続けているてんかん患者でありその症状も決して軽くないと認められること、第2に、同じく同医師からの聴取によると申立人は1989（平成元）年10月14日に築地署で取調中に倒れて留置中に投薬を受けたことが認められることからすると、申立人は、自身の体調を慮って薬を常時所持し、また、目黒署に逮捕された際、自身がてんかん患者であること及び服薬の必要性を訴えたとみるのが自然です。

また、申立人が痙攣発作を起こした2000（平成12）年1月21日に申立人が継続的に診察を受けていたB病院に搬送されていることからすれば、貴署は、申立人が発作を起こす前に既に申立人のてんかんの持病及びその主たる通院先（B病院）を把握していたことが認められるのであり、以上よりすれば、申立人は1月21日の発作の前に自身がてんかん患者であること及び薬を服用したい旨を貴署担当者に伝え、また、それにも拘わらず服薬を貴署の担当者が許さなかったことを認めることができます。

## 三 判断

- 1 以上によれば、貴署は、申立人が医師から抗痙攣薬の投与を受けているてんかん患者であることを認識し、申立人から服薬したいと求められたにも拘わらずその服薬をさせなかったことが認められます。
- 2 抗痙攣薬の服薬の必要なてんかん患者がその服用をしなければ痙攣重積状態（ひどい痙攣が連続して起きる状態）に至る虞があり、痙攣重積状態は、生命の危険のある状態です。

よってかかる患者に服薬をさせないことは、申立人に適切な医療を受けさせなかったばかりか、ひいては生命の危険をもたらす可能性もあったものといわざるを得ません。

幸いにして申立人の1月21日の痙攣は重積状態ではありませんでしたが、痙攣重積状態に至る危険性はあったのであり、貴署担当者の行為の危険性は軽視できないものです。

よって貴署担当者の上記行為は、申立人に対し、その適切な医療を受ける権利を侵害し、生命身体の危険の可能性も惹起させた人権侵害行為でありますから、頭書の通り警告致します。

以 上